

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会（以下「協会」という）の定款第20条に定める役員の報酬並びに退職金について定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 常勤役員は理事会の承認を得て定められた月額報酬を支給する。

- 2 常勤役員の月額報酬は50万円を上限とし、賞与は支給しない。
- 3 非常勤役員は無給とするが、会長、副会長、監事及び内部監査担当役が業務を執行した場合には、その状況に応じて次の日当を支給する。

1日7時間以上にわたる業務 14,000円

1日3時間以上にわたる業務 6,000円

1日3時間に満たない業務 3,000円

- 4 監事が決算時及び内部統制上必要な監査業務に携わる場合の日当は、25,000円とする。  
但し、公認会計士等専門資格者と委託契約を締結し監査を実施する場合、その契約に報酬の定めがある場合には契約内容による金額を支給する。
- 5 第3項の役職者以外の役員が会議出席、委員会活動その他協会業務に就く場合は、旅費支給規程第7条第2項に定める旅費日当（2,000円）を支給する。

(通勤手当)

第3条 常勤役員には、経済的、効率的経路をもって通勤手当を支給する。

(常勤役員の報酬の支給)

第4条 常勤役員の月額報酬支給日は、協会の定める給与規程の取り扱いを準用する。

(役員の退職金)

第5条 役員が退任・退職したときは、退職金は支給しない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. 本規程の改廃は、理事会の承認を経るものとする。
2. この規程は、平成20年6月1日より施行する。
3. この規程は、平成21年11月25日より改定する。
4. この規程は、平成23年4月1日より改定する。
5. この規程は、平成23年7月14日より改定する。
6. この規程は、平成24年7月12日より改定する。
7. この規程は、平成25年1月18日より改定する。
8. この規程は、平成26年4月1日より改訂する。